

# 第6回公衆衛生委員会の会議概要

## (公衆衛生部会常設委員会)

**I 日時** 平成20年1月17日(木) 13:30~16:30

**II 場所** 日本獣医師会・会議室

### III 出席者

#### 【委員】

委員長	森田邦雄	日本獣医師会理事
副委員長	廉林秀規	全国公衆衛生獣医師協議会長(東京都動物愛護相談センター多摩支所長)
	浅田恒夫	福井県獣医師会(福井県衛生環境研究センター保健衛生部長)
	品川邦汎	岩手大学農学部教授
	長濱伸也	大阪府獣医師会理事(大阪府健康福祉部食の安全推進課流通監視グループ総括主査)
	檜崎 茂	北海道獣医師会理事(北海道早来食肉衛生検査所長)
	丸山総一	神奈川県獣医師会(日本大学生物資源科学部教授)
	宮川昭二	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長補佐
	宮崎 繁	高知県獣医師会理事(高知県須崎福祉保健所食品・衛生課長)
	山縣 宏	山口県獣医師会(山口県防府看護専門学校講師)
	和佐 敏	宮崎県獣医師会(宮崎県日向食肉衛生検査所主任)
	渡辺正幸	秋田県獣医師会理事(秋田県生活衛生営業指導センター専務理事)

#### 【オブザーバー】

石黒直隆 日本獣医学会公衆衛生学分科会副会長(岐阜大学応用生命科学部教授)

**【本会】** 山根義久(会長)、大森伸男(専務理事)ほか

**【欠席】** 池田忠生 東京都獣医師会理事(日本大学医学部准教授)

### IV 議 事

- 1 第5回公衆衛生委員会の協議結果(報告)
- 2 委員会における検討事項(協議)  
公衆衛生公務員獣医師の職域確保と職域への人材誘導
- 3 その他

### V 会議概要

開会に当たり、山根会長から次の趣旨の挨拶があった。

- (1) 公衆衛生公務員獣医師の不足については、獣医学教育とも深く関連しており、公衆衛生関連分野の教育内容の充実を図る必要がある。
- (2) また、獣医学教育(特に国立大学等)の質の充実を実現するためには、やはり国民の理解の下に政治サイドの支援と協力が不可欠である。

(3) いよいよ本年12月から新たな公益法人制度が動き出すが、日本獣医師会としては社会に貢献する職能団体と認められるよう、公益認定法人を目指して取り組んでいきたい。

## 1 第5回公衆衛生委員会の協議結果（説明）

事務局から、第5回委員会の会議概要として、①副委員長に廉林委員が選任されたこと、②今期報告書の全体取りまとめを宮川委員に依頼したこと、③次回の委員会では公衆衛生関係教官の出席を得て、公衆衛生獣医師の養成について意見交換することとした旨が報告された。

## 2 委員会における検討事項（協議）

### 検討テーマ「公衆衛生公務員獣医師の職域確保と職域への人材誘導」

(1) 森田委員長から、昨年12月20日に全国知事会会長（福岡県知事）に対して「都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について」要請を行ったことが説明された。続いて、宮川委員から厚生労働省における獣医系技術職員採用の取り組みとして、「霞ヶ関OPENゼミ」及び「インターンシップ（職場体験学習）」について説明された後、事務局から、「三重県獣医師職員インターンシップ事業」及び「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書（平成17年1月厚生労働省）」並びに「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会報告書（平成19年3月厚生労働省）」について説明され、大要次のとおり意見交換が行われた。

(2) 公衆衛生獣医師の養成

ア 自治体では、食肉衛生検査所や動物愛護センター等を中心に獣医師を配置する傾向にあり、特に微生物や伝染病を学んでいる獣医師は食品衛生行政分野は適職と考えられるので、この分野について一層充実した教育が望まれる。

イ 野生鳥獣保護等についても獣医師が取り組むべき分野と思われる。獣医師が環境省の自然保護官等に起用されることも不可能ではない。

ウ 獣医師は、家畜保健衛生所のみならず、保健所に配置され、人の健康にも深く関わっていることを獣医学系大学の学生に教育するとともに、一般市民にもそうしたことを広報し、今後の要請活動等にも利用すると良い。

エ 獣医公衆衛生学は、人の立場で考える学問であり、また、病理学や微生物学等は人の健康を守り、福祉に貢献するということを学生に理解させるためには、どのような教育をすべきか議論する必要がある。

オ 最近では、重大な感染症等が発生した場合には、疫学による防疫や原因究明が行われるようになり、特に食中毒等については疫学的な研究や手法が必要不可欠であるので、獣医学教育でも疫学分野の充実が望まれる。

カ 微生物学が重要といっても、安全キャビネットを常備していない大学もあり、学生が身をもって実習できない実情もある。また、教育には人材が必要であり、教官が熱意をもって前向きに取り組まないと、学生は魅力を感じなくなる。一方、微生物学は検査等の結果が出るのに時間がかかるためか、学生の人気は低い。

キ 獣医師が担う公衆衛生領域について整理すると、①食品衛生としての微生物制御、②環境衛生対策、③共通感染症対策、④動物愛護管理対策、⑤野生動物対策と多岐にわたっており、動物愛護、野生動物等も含め、学習すべき範囲は拡大しているが、獣医学系大学ではそうした状況に対応すべき人材も組織も不十分である。

### (3) 公衆衛生公務員獣医師の就業の推進

#### ア 獣医学系学生に対する公衆衛生公務員獣医師への誘導推進

- (ア) 厚生労働省のインターンシップは、食品全部全体で学生を受け入れることとしており、2週間の間に分野を問わず学生を募集するが、配属は各課1名程度のため、すべての応募者を受け入れることは難しい。監視安全課では履歴書から獣医師で食品安全に興味をもつ学生を選んで配属させる等して、人材確保に効果を上げている。
- (イ) 獣医学系大学の学生は、国のインターンシップ制度について、HP等で情報を得ているが、旅費等の問題で躊躇する一方、厚生労働省は採用人数が少ないということで、農林水産省と比べると敬遠されがちである。
- (ウ) 北海道では、インターンシップとは別に地元獣医学系大学の公衆衛生学研究室に在籍する4、5年生を数名募集し、3日間にわたり保健所での食品監視業務及び食肉衛生検査所での検査業務を体験させる等して、学生の誘導に努力している。
- (エ) 東京都では、期間を定め、希望者があれば、特に分野や人数に制限を設けることなく、学生を受け入れるシステムを有している。その際、事前に対応できるか否か各部署に照会しているが、部署では独自にカリキュラム等を作成している。
- (オ) 自治体によっては、食肉衛生検査所で獣医学系の学生を受け入れても、0157の発生以降は、危機管理のため、学生はガラス越しに作業を見学するような状況となり、実務を実感することが難しくなっている。
- (カ) インターンシップ制度は、大学により必須と選択に別れており、期間や単位の扱いも異なるが、今後、4、5年生に対して30時間を1単位とする等、統一して学生の参加を促すような方向にする必要がある。
- (キ) 大学側が単位与えるようなインターンシップ制度にするためには、受入れ側の自治体が参加学生の研修内容等を評価・報告する必要があり、事前に自治体の十分な理解を得る必要がある。一方、自治体で作成する研修の日程、カリキュラム等については、積極的に取り組んでいる自治体の事例を明示したり、標準モデルを作成すること等により、自治体での取り組み推進が期待できる。
- (ク) インターンシップ制度は獣医師職員の確保に直結するわけではないが、学生が公衆衛生分野の理解を深めるとともに、実社会を経験する絶好の機会であり、人生の選択肢を提供するという重要な側面があることも考慮し、各自治体は公衆衛生分野のインターンシップ制度を設けるべきである。さらに、各自治体でのインターンシップ実施日程やカリキュラム等については獣医学系大学への効果的な広報を検討する必要がある。
- (ケ) 「霞ヶ関OPENゼミ」及び「インターンシップ」の参加者には、国だけでなく、地方自治体における公衆衛生獣医師の職務等についても説明し、自治体への人材誘導を併せて行うと良い。

- (コ) 厚生労働省では、農林水産省の担当官とともに獣医学系大学を訪問し、獣医師の責務、倫理等について講義を行っているが、法律等の解説が中心であり、学生が自治体の公衆衛生分野への就業を志すような内容にしてほしい。
- (ク) 獣医学系大学では、地元自治体職員に講師を依頼するケースもあるが、法令関係だけでなく公衆衛生職域の具体的な実務について魅力ある説明をする必要がある。
- (ク) 医師の場合、自治体の医師不足解消のために自治医科大学を設立したが、獣医師もそのような大学を設立し、地方自治体から選抜された学生を将来公務員獣医師として迎えると良い。
- (ク) 各自治体において BSE や鳥インフルエンザ発生時の対策等、現場での危機管理は公衆衛生獣医師が貢献していることを積極的に社会に理解を促すことにより、公衆衛生分野への学生の誘導に繋がると思われる。

#### イ 公衆衛生公務員獣医師の就業の定着推進

- (ア) 宮崎県では、毎年「公衆衛生関係業績発表会」を開催し、保健所、食肉衛生検査所等の職員らが研究発表を行うが、その際、地元獣医学系大学の病理学教室の学生が出席している。さらに、昨年、発表会のレベルアップを図る目的で、大学と県の食肉衛生検査所協議会の病理、微生物、理化学等の検査部門の各座長が共同研究について検討し、今後、動物愛護、食肉検査、鳥インフルエンザ等のテーマについて共同研究していくこととしたが、これは職員の研鑽になるとともに、共同研究している学生がその職場への就職を希望することも期待できる。
- (イ) 岩手大学では、卒後教育の一環として動物医学食品安全教育研究センターで県の公衆衛生獣医師職員を対象に1カ月間の研修を実施している。
- (イ) 岐阜県では、岐阜大学野生動物救護センターを共同で運営し、研究調査等を実施している。
- (エ) 日本大学では、社会人大学院研究制度があり、社会人に対する卒後教育とともに、現場の公衆衛生業務を学生に伝えることが期待できる。
- (オ) 自治体においては、衛生研究所等の研究機関の獣医師職員が大学へ通い学位を取得するような事例はあるが、食肉衛生検査所や保健所等に勤務している獣医師職員が学位を取得できるようなシステムについても構築する必要がある。そうすれば職員の志気が高まるとともに、学生の誘導にも繋がるものと思われる。
- (カ) 今後、学位所得のシステムが変わり、論文での博士号取得が困難となるようであるので、公衆衛生獣医師協議会にでも自治体の獣医師職員の学位取得に関する取り組み状況等の調査を依頼し、現状把握に努めると良い。
- (キ) 国では、保健医療科学院が食品衛生、食肉安全についての研修を実施したり、感染症研究所で、健康危機管理分野 (FETP) の研修を行う等、獣医公衆衛生分野の教育機関の側面を有していることも自治体へ周知すると良い。
- (ク) 処遇の改善は、本テーマの重要な課題であり、今後、日本獣医師会の要請活動の他、地方獣医師会でも、今回の全国知事会に向けた地元知事へ要請、さらに地方議会から国への要請等、機を見て柔軟に対応してほしい。

## VI まとめ

森田委員長から、「宮川委員には、本委員会での議論を踏まえ、次回までに報告書の予稿の取りまとめを依頼したい。また、次回委員会は6月以降に開催したい。」とされた。